

行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによってすべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動を策定する。

1 計画期間 令和3年2月1日から令和6年1月31日までの3年間

2 内容

目標 ①産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料の免除など制度の周知や情報提供を行う。

②妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口設置の検討

<目標①対策>

- ・令和3年3月 法に基づく諸制度の調査
- ・令和3年5月 制度に関するパンフレット配布やポスター掲示等の周知方法を検討する。
- ・令和3年12月 パンフレット配布、ポスター掲示等により制度の周知を図る。
- ・令和5年12月 社員に再度周知を図る。

<目標②対策>

- ・令和3年5月 妊娠中、産休・育休復帰後の女性社員の現状把握。
- ・令和3年12月 育児休業復帰後等の女性社員のための相談窓口設置の検討